

不公正な取引方法の規制の概要（独占禁止法研究会*報告書（昭和57年7月））

一 不公正な取引方法について

不公正な取引方法は、「私的独占」及び「不当な取引制限」とともに、独占禁止法上禁止されている行為の一つ。独占禁止法第二条第九項各号に列挙されている次の行為であって、公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるものとして公正取引委員会が指定するものをいう。

不当な差別取扱い（第一号）

不当対価（第二号）

不当顧客誘引・取引強制（第三号）

事業活動の不当拘束（第四号）

取引上の地位の不当利用（第五号）

競争者に対する不当な取引妨害・競争会社に対する不当な内部干渉（第六号）

二 公正競争阻害性

(1) 基本的な考え方

公正競争阻害性とは、「公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれのあること」をいう。

「公正な競争」とは、次のような状態をいう。

事業者相互間の自由な競争が妨げられていないこと及び事業者がその競争に参加することが妨げられていないこと（自由な競争の確保）。

自由な競争が価格・品質・サービスを中心としたもの（能率競争）であることにより、自由な競争が秩序づけられていること（競争手段の公正さの確保）。

取引主体が取引の諸否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという、自由な競争の基盤が保持されていること（自由競争基盤の確保）。

独占禁止法第二条第九項各号に列挙されている行為類型は、これらの三つの条件のいずれか又はいくつかを同時に侵害するもの。

* 当時、一般指定の改正の検討を行うため、公正取引委員会において開催された研究会

(2) 公正競争阻害性の3つの類型

自由な競争の侵害

ア 市場における自由な競争の侵害（競争の減殺）であり、次のような態様がある。

- ・ 行為者又は行為者と密接な関係を有する事業者の競争者等の取引機会を排除し、又は当該競争者等の競争機能を直接的に低下させる場合（取引拒絶、差別取扱い、不当廉売、排他条件付取引等）
- ・ 価格、顧客の獲得等競争そのものを侵害する場合（再販売価格の拘束、一店一帳合制、テリトリー制等）

イ 具体的な競争減殺効果の発生は要件ではなく、ある程度において自由競争を妨げるおそれがあると認められる場合で足りる。

競争手段の不公正

ア 競争手段が能率競争の観点からみて正当化されない場合として、次のような態様がある。

- ・ ぎまんの取引
- ・ 不当な利益提供による顧客誘引
- ・ 抱き合わせ販売
- ・ 取引強制
- ・ 競争者に対する取引妨害・内部干渉

イ 能率競争の観点からみて競争秩序を歪めるおそれがあるかどうか公正競争阻害性の有無の判断の中心となる。

自由競争基盤の侵害

ア 取引主体の自由かつ自主的な判断により取引が行われるという自由競争基盤の保持の侵害としてとらえるものであり、これは優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対して、

- ・ 取引するかどうか（取引先選択の自由）
- ・ 取引条件の自由な合意
- ・ 取引の履行・事業遂行の自由

という、事業活動上の自由意志を抑圧し、不当に不利益な行為を強要することによりなされる。

イ 当該不利益の程度、行為の広がり等を考慮して公正な競争秩序とかわりがある場合に規制される。

参考 不公正な取引方法と私的独占との関係

大正製薬株式会社に対する件（昭和28年3月28日審判審決）

私的独占禁止法第二条第六項第五号の条件が不当なものであるかどうかを判断する基準として、競争制限的作用の有無をもってする場合に、その競争の制限が、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものと認められる程度のものである必要はなく、ある程度において公正な自由競争を妨げるものと認められる場合で足りるものと解すべきで、かく解することは、私的独占等の予防措置として不公正競争方法を禁止している法意からみて妥当なものといわなければならない。